

令和 6 年度名古屋市教育委員会第 20 号議案

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立弥富小学校及び名古屋市立陽明小学校の通学区域の変更について
次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

次の区域を名古屋市立弥富小学校の通学区域から除き、名古屋市立陽明小学校の通学区域に加える。

名古屋市瑞穂区八勝通 3 丁目 1 番地、2 番地、3 番地、3 番地の 1、4 番地の 1、4 番地の 2、4 番地の 3、4 番地の 4 の各地番

(理 由)

この案を提出したのは、地域の諸活動の実態を考慮し、通学区域を変更する必要があるによる。

(令和 7 年 1 月 17 日提出 総務部教育環境整備課)



※国土地理院ウェブサイト「地理院地図／GSI Mapsデータ」
(https://maps.gsi.go.jp/index_m.html) をもとに教育環境整備課作成

— 小中学校の通学区域境界
■ 対象地域



※国土地理院ウェブサイト「地理院地図／GSI Mapsデータ」
(https://maps.gsi.go.jp/index_m.html) をもとに教育環境整備課作成